事 務 連 絡 令和3年10月15日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局 安全部運航安全課長

航空機からの機内持込み品の落下防止について

日頃より、航空機の安全運航の確保についてご理解とご協力を賜っております。

兵庫県の発表によれば、令和3年10月14日、大阪府大阪市西成区上空を飛行中の回転翼航空機からスマートフォンが落下する事案が発生しました。当該機の運航者によれば、機体キャビン内で使用中のスマートフォンが、換気のため開放していた窓からの風にあおられ機外に落下したとのことです。

航空機からの落下物防止については、平成31年4月17日に東京都荒川区上空を 飛行中の小型飛行機からカメラレンズが落下する事案が発生したことを踏まえ、別添 のとおり、航空機からの落下物が及ぼす危険性の周知徹底及び落下物防止対策等の確 実な実施の徹底を依頼したところです。

貴団体等におかれましても、傘下会員及び関係団体等に対し、改めて運航中の航空機からの機内持込み品や航空機部品等の落下が及ぼす危険性を周知徹底するとともに、航空機からの落下物防止対策等の確実な実施の徹底をお願いいたします。また、安全講習会を含めたあらゆる機会を通じて継続的に注意喚起するようお願いいたします。